

# 広島県・島根県観光連携協議会広域周遊スタンプラリー 実施業務委託仕様書

## 1. 目的

広島県と島根県の相互誘客のため、また、広島県と島根県を訪れる観光客が両県を周遊するきっかけを作るために両県の観光施設等を対象とするスタンプラリーを広島県・島根県観光連携協議会（以下「協議会」と言う。）が実施することとし、その企画運営を委託する。

## 2. 業務の名称

広島県・島根県観光連携協議会広域周遊スタンプラリー実施業務

## 3. 業務内容

### (1) 観光客の両県周遊を促進するためのスタンプラリー企画の立案

- ・紙によるスタンプラリーとし、両県への来訪客数及び観光消費額の増加が多く見込める内容とすること。

### (2) 対象施設の選定及び調整

- ・両県周遊を促すのに効果的な観光施設や道の駅等を選定し、協議会と協議のうえ決定する。
- ・対象施設の選定に当たっては、片方の県や特定の地域に偏らないよう留意すること。
- ・広島県の観光施設を選定する際は、ひろしま公式観光サイト Dive! Hiroshima に掲載の広島のおススメスポット 100 選 (<https://dive-hiroshima.com/feature/feature-55282/>) を参考にすること。
- ・島根県の観光施設を選定する際は、島根県公式観光情報サイト「しまね観光ナビ」(<https://www.kankou-shimane.com/>) を参考にすること。

### (3) 台紙等のツール作成及び配布等

- ・実施に当たって必要となる台紙、スタンプ、プロモーション等のためのツールをデザインし作成すること。
- ・作成に当たっては、広島県観光連盟公式キャラクター「ひろくま」と島根県観光キャラクター「しまねっこ」のイラストを使用することとし、キャラクターのイラスト使用許諾申請は以下サイトより受託者が行うものとする。なお、使用可能なひろくまのイラストは、本業務提案競技の参加資格を有する者に参加資格通知時に協議会から提供する。また、使用可能なしまねっこのイラストは以下サイトより確認することができる。

ひろくま：<https://hirokuma.site/contact/>

しまねっこ：<https://www.kankou-shimane.com/shimanekko/design/>

ひろくまのイラスト使用については、下記に記載のコラボグッズやランディングページ（以下、「LP」と言う。）等での使用も含め、広島県観光連盟の監修が必要となるため、受託者決

定後に内容の変更を依頼する可能性がある。

しまねっこのイラスト使用については、上記サイト掲載のデザインマニュアル、要綱等に則り使用すること。また、使用にあたり島根県観光連盟の許諾が必要となるため、受託者決定後に内容の変更を依頼する可能性がある。

- ・台紙の印刷部数は協議会と協議のうえ決定する。
- ・スタンプラリー終了後、対象施設で台紙等の残余が生じた場合は、受託業者が責任をもって破棄すること。

#### (4) 景品の選定、購入、抽選及び発送

- ・景品の内容については、協議会と協議のうえ決定すること。
- ・特産品のみならず、両県を再度訪れてもらえるように観光プロダクトの体験等も景品とすること。
- ・ひろくまとしまねっこのコラボグッズを作成し、景品に含むこと。

#### (5) プロモーション

- ・実施する内容及び期間に応じ、最も効果的と考えられる広報・宣伝を実施すること。
- ・両県、協議会及び市町等の関係団体の広報や観光プロモーション等との連携を図り効率的な広報・宣伝を行うこと。

#### (6) LP の作成

- ・スタンプラリー対象施設の魅力を届け、観光客の来訪意欲を高める内容とすること。
- ・掲載内容は対象施設を主とし、必要に応じてその他の周辺情報、モデルコース等を掲載して両県の周遊を促す内容とすること。
- ・LPはWEBサイト「くるまでぐるりんひろしまね」内にHTML形式で流し込みを行うためHTMLデータでLP公開日の4営業日前までに納品すること。なお、一度公開したLPの更新は原則行わない。

(参考) [くるまでぐるりんひろしまね \(kankou-shimane.com\)](http://kankou-shimane.com)

- ・写真は協議会からの提供もしくは購入で対応し、取材は行わないこと。

#### (7) 事務局業務

- ・スタンプラリー実施期間中の現場の運営・管理等を行うこと。
- ・本事業に関する問い合わせ等に随時対応すること。

#### (8) その他スタンプラリー実施に関する一切の業務

#### (9) 業務完了報告書の提出

- ・効果検証の手法を提案し、協議会と協議のうえ実施すること。

## 4. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 5. 協議会との調整

- (1) 受託者は、受託後に具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、協議会と定期的な打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受託者は、協議会との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに協議会に提出するものとする。

## 6. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から協議会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た協議会及び事業者等の業務上の秘密を他人に漏らしてはいけない。

## 7. 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 8. 再委託

受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ協議会の承認を得てその一部を再委託することができる。

## 9. 著作権の取扱い

受託者は、委託者に対し、その作成する成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

なお、万一、その作成する成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、受託者の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとする。

本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、広島県・島根県観光連携協議会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合は、協議会は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

また、成果物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。

## 10. その他

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
- (3) 受託者は、その業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告し協議を行った上で、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず協議会に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ協議会と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項は協議会と受託者の協議により定めるものとする。